

○水俣市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月26日条例第3号

改正

平成14年9月20日条例第31号

平成16年3月17日条例第33号

平成17年2月28日条例第4号

平成20年9月18日条例第54号

水俣市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、水俣市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として、市議会の会派に対する政務活動費の交付、決定等に関する事項その他政務活動費の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、議員が結成する会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付するものとする。

(交付額)

第3条 政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額20,000円を乗じて得た額とする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了となるとき並びに議会の解散があったときは、その日の属する月までとする。

2 議会の選挙後若しくは年度の途中において新たに結成した会派に対しては、結成した日の属する月の翌月（その結成した日が基準日に当たる場合は、その月分を含む。）から交付するものとする。

3 年度の途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は会派からの脱会、入会等により、所属議員数に異動が生じた場合は、第1項の所属議員には含まないものとする。

(交付の申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者（以下「会派代表者」という。）は、市長に対し、議長を経由して申請しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める使途基準にしたがって使用するものとする。

(収支の報告)

第6条 会派代表者は、領収書又はこれに順ずる書類を添付して、交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、会派代表者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(返還)

第7条 市長は、交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派が市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した額を控除してなお残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還をさせることができる。

(経理責任者)

第8条 会派代表者は、会派に政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過するまで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月17日条例第33号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月28日条例第4号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月X日条例第X号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の水俣市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係) 政務活動費使途基準

項 目	内 容
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会への参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊

	費等)
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等)
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、賃金等)
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入費、リース代等)
要望・陳情活動費	会派が要望、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)